7 土木費

1 土木管理費 1 土木総務費

[担当:管理課] P. 193

2501 道路管理に要する経費 83,266,000円(57,382,000円)

「地方債 55,300,000 円 その他 2,416,000 円 一財 25,550,000 円]

* 特財積算根拠

「市債:合併特例債 58,300,000 円×95%≒55,300,000 円]

「使用料:道路使用料 130,000 円]

[使用料:法定外公共物使用料 2,259,000 円]

[手数料:道路幅員証明手数料 1,000 円]

「諸収入:雇用保険料本人負担分 26,000 円]

〇 目的

市道の適正な管理を行うことにより、市民の安心安全な生活道路を維持する。

〇 内容

道路の認定・廃止及び道路改良工事等により、市道に変更が生じた箇所について道路台帳の調書・図面を加除し、最新の状況で管理する。

藤代地区の雨水流末でもある北浦川河川整備事業(県事業)による橋梁架替に伴い、市道部分に対する応分の負担金を茨城県に支出する。

委託料 道路台帳整備委託料

13, 277, 000 円

負担金、補助及び交付金

北浦川谷中第 5 号橋 (仮称) 相橋架替負担金 58,300,000 円 平成 27 年度~平成 33 年度 (7 カ年の年割)

2 道路橋りょう費 1 道路橋りょう総務費

「担当:管理課]P.194

2101 街路灯の維持管理に要する経費 54,585,000円 (51,947,000円)

[その他 21,900,000 円 一財 32,685,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料:道路使用料 21,900,000 円]

〇 目的

道路の交通安全及び防犯のために、街路灯の設置及び維持管理を行う。

〇 内容

市内全域の街路灯について維持管理を行う。老朽化したポールの取替えを30本予定している。また新設要望箇所に30本を新たに設置する。

需用費 修繕料(LED 防犯灯以外の道路照明修繕) 2,395,000 円工事請負費 街路灯設置工事(30 箇所) 1,584,000 円備品購入費 街路灯用ポール(10 本) 215,000 円

2 道路橋りょう費 2 道路維持費

[担当:管理課] P. 195

2001 道路維持補修に要する経費 256,342,000円(269,520,000円)

[国・県 18,380,000 円 その他 21,370,000 円 一財 216,592,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:防災·安全交付金(インフラ老朽化対策分) 33,418,000 円×55%=18,380,000 円]

[使用料:道路使用料 14,649,000 円]

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 6,700,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 21,000 円]

〇 目的

総延長約1,000 kmの市道を安全・快適に利用できるように道路施設の点検・維持・修繕を行う。また、橋梁や道路施設の点検を実施し修繕を計画的に行う。

〇 内容

道路施設で破損があった場合に、専門的な技術及び機器等を使用しなければならないような破損については専門業者に修繕を依頼し、破損の程度が小さく職員で補修できるものについては補修材料を購入して修繕する。なお、委託料は、街路樹の剪定、道路法面の草刈、道路構造物の処分費等の維持管理に要する経費及び道路の側溝、路面の清掃、取手・藤代各駅のエレベーター、エスカレーターの点検・清掃等に要する経費である。

橋梁及び歩道橋においては、前年度までの点検結果を基に修繕計画を作成する。

委託料 橋梁点検に伴う橋梁及び歩道橋修繕計画作成業務

33,418,000 円

2 道路橋りょう費 3 道路改良費

[担当:道路建設課] P. 197

25 通学路整備に要する経費 126,038,000円 (126,000,000円)

[国·県 64, 350, 000 円 地方債 58, 400, 000 円 一財 3, 288, 000 円]

* 特財積算根拠

[国補:防災·安全交付金(生活空間の安全確保分) 117,000,000 円×55%=64,350,000 円][市債:合併特例債(126,038,000円-64,350,000円)×95%≒58,400,000円]

〇 目的

小中学生の通学路の歩道整備等を行い、児童等の安全対策を図る。

〇 内容

道路改良事業を実施する。各路線の事業費・内容等は次のとおり。

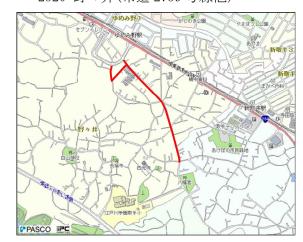
なお、通学路安全対策プログラムに基づき危険箇所対策として、道路改良及び安全対策 施設整備を求められた箇所すべてについて、安全対策を行うものである。

(単位:円)

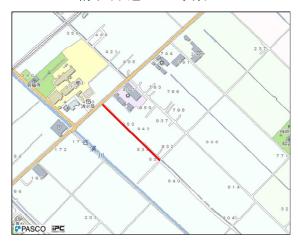
| 事 業 名 | 事業費 | 事 業 内 容 | | | |
|---------------|--------------|-----------------------------|--|--|--|
| 2512 山王 | 60, 044, 000 | 不動産鑑定評価業務 44,000 | | | |
| (市道 4262 号線他) | | 路線測量業務委託 L=370m 5,109,000 | | | |
| | | 用地測量業務委託 3,057,000 | | | |
| | | 地質調査業務委託 7,128,000 | | | |
| | | 道路詳細設計業務委託 L=370m 6,610,000 | | | |
| | | 土地評価業務委託 348,000 | | | |
| | | 改良工事 L=370m 34,054,000 | | | |
| | | 用地費 1,620,000 | | | |
| | | 電柱移設補償費 2,000,000 | | | |
| | | 損失補償費 74,000 | | | |
| 2520 野々井 | 30, 000, 000 | 路線・用地測量業務委託 L=650m | | | |
| (市道 2759 号線他) | | 13, 608, 000 | | | |
| | | 道路詳細設計業務委託 L=650m 9,132,000 | | | |
| | | 安全対策施設整備工事 L=200m 7,260,000 | | | |
| 2522 清水 | 15, 994, 000 | 安全対策施設整備工事 L=220m 7,000,000 | | | |
| (市道 5100 号線) | | 安全対策施設整備付帯工事 L=170m | | | |
| | | 8, 994, 000 | | | |
| 2524 藤代 | 20, 000, 000 | 安全対策施設整備工事 L=1,000m | | | |
| (市道 0221 号線他) | | 20, 000, 000 | | | |

2512 山王(市道 4262 号線他)

2520 野々井(市道 2759 号線他)



2522 清水(市道 5100 号線)



2524 藤代(市道 0221 号線他)



3 都市計画費 1 都市計画総務費

[担当:都市計画課] P. 201

0801 桑原地区整備推進に要する経費 62,059,000円(12,008,000円)

「一財 62,059,000 円]

〇 目的

市の活力と求心力を高め持続可能なまちづくりの実現を図るため、桑原周辺地区については、大規模な商業・業務施設を核とした新市街地の創出による新たな雇用創出や交流人口の拡大を目指し、土地区画整理事業の事業化に向けて、国や県などの関係機関と協議を進めるとともに、区画整理準備組合に対する事業化への支援を行う。

〇 内容

(仮称) 桑原周辺地区土地区画整理事業の早期事業化に向けて、都市計画決定に伴う農林協議及び都市計画協議に必要な資料を作成し、国や県などの関係機関と協議を進める。また、事業協力者と協力して進めている当該事業について事業化の熟度を高めるため、区画整理準備組合に対して技術的な支援を行う。

桑原地区都市計画決定調査業務委託16,082,000 円桑原地区土地区画整理事業補助金45,969,000 円その他の経費8,000 円

[担当:都市計画課] P. 202

2201 立地適正化計画策定に要する経費 8,111,000円(8,496,000円)

[国·県 3,960,000 円 一財 4,151,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:集約都市形成支援事業費補助金 7,920,000 円×1/2=3,960,000 円]

〇 目的

人口減少や少子高齢社会の進展による市街地の低密度化の進行に起因する課題に対応し、 持続可能な都市構造の実現を図るため、市民が医療や福祉、商業等の各種都市機能を徒歩 や公共交通によりコンパクトに享受できるまちづくりを目指して、都市再生特別措置法に 基づく立地適正化計画の策定により、都市機能と居住が一体となった市街地構造の検討を 進める。

〇 内容

計画の策定に向けて、前年度に作成した計画の素案をもとに住民意見の聴取や関係機関との協議などを実施する。計画の公表に伴い運用が開始される誘導区域外で行われる一定の開発行為・建築行為の届出制度について、事前に制度の周知を行い、円滑な運用を図る。

計画の策定にあたっては、学識経験者や関係団体の代表者等で構成される策定委員会を 設置し検討を進める。

立地適正化計画策定業務委託

7,920,000 円

立地適正化計画策定委員会委員謝礼

191,000 円

[担当:都市計画課] P. 202

2501 都市交通政策の推進に要する経費 117,518,000 円 (120,430,000円)

「一財 117,518,000円]

〇 目的

市民の日常の交通手段を確保する観点から、民間路線バスとコミュニティバス等の市内公共交通網に関する整備を図る。

コミュニティバスにおいては、公共公益施設や中心市街地へのアクセス性及び利便性の 向上を図り、また、高齢者や交通弱者等に対しての移動手段を確保することを目的に運行 するものである。

また、路線バスにおいては、市民の公共公益施設への交通アクセスを確保するとともに、 複数市町村間の広域的・幹線的な交通網を確保するため、運行するバス路線に補助をするも のである。

〇 内容

コミュニティバスは、市内 7 路線を 7 台の車両で運行し、運行に係る経費と運賃等の収入の差額分を運行事業者に補填する。バス車両については、7 路線すべてが低床で高齢者等においても乗り降りしやすい車両をリースし運行する。

路線バスにおいてはバス運行事業者に対し、取手駅西口からグリーンスポーツセンターを経由し戸頭駅を結ぶ路線の運行経費の一部について補助し、また、取手駅や藤代駅を発着として複数市町村間を運行する路線の維持を図るため、県や沿線市町と経費の一部を負担する。

コミュニティバス運行経費補償金

89,747,000 円

コミュニティバス使用料18,110,000 円路線バス運行事業補助金7,200,000 円路線バス運行事業負担金2,127,000 円その他の経費334,000 円

3 都市計画費 2 建築指導費

[担当:建築指導課] P. 204

1001 建築審査会に要する経費 383,000円 (233,000円)

「その他 383,000円]

* 特財積算根拠

[手数料:建築許可手数料 383,000 円]

〇 目的

建築基準法に基づく特定行政庁の諮問機関として、様々な基準法上の案件について審議 を行い、その審議結果を特定行政庁に答申する。

○ 内容

建築基準法に規定する同意及び審査請求に対する審議を行うとともに、特定行政庁の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

[担当:建築指導課] P. 204

1101 旅館等建築審査会に要する経費 45,000円(41,000円)

「その他 45,000円]

* 特財積算根拠

[手数料:建築許可手数料 45,000 円]

〇 目的

取手市ラブホテル建築規制に関する条例に基づき設置された市長の諮問機関であり、条例に基づく案件を審議し、その審議結果を市長に答申する。

〇 内容

条例に基づき申請された建築計画が、ラブホテルの建築に該当するかどうかを審議し、 市長に答申する。

「担当:建築指導課]P. 204

2001 狭あい道路拡幅事業に要する経費 2,050,000円(2,300,000円)

「その他 2,050,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料:建築許可手数料 352,000 円] [手数料:建築認定手数料 709,000 円] 「手数料:開発行為許可申請手数料 989,000 円]

(1) 狭あい道路拡幅整備促進補助金 1,100,000円

〇 目的

狭あい道路に接する敷地所有者等が建築行為を行う際に、建築基準法の規定により既存塀等を撤去し道路を拡幅する場合、既存塀等の撤去及び再築造費用を市が補助することにより、狭あい道路の拡幅を促進し同法の主旨徹底を図るとともに、快適な住環境の整備に寄与することを目的とする。

〇 内容

本年度の撤去及び再築造の補助予定件数は次のとおり。

| 補助金の名称 | 件 | 数 | 金額 |
|-----------------|-----|------|------------|
| 狭あい道路拡幅整備促進補助金 | 解体 | 10件 | 500,000円 |
| 次のV・垣路拡幅電闸促進補助金 | 再築造 | 6件 | 600,000円 |
| ≅ + | | 16 件 | 1,100,000円 |

(2) 建築行為等に係る分筆測量補助金 950,000円

〇 目的

狭あい道路に接する敷地所有者等が建築行為を行う際に、建築基準法の規定により既存 塀等を撤去し道路を拡幅する場合、後退部分を分筆して道路とするために市が補助するこ とにより、狭あい道路の拡幅を促進し同法の主旨徹底を図るとともに、快適な住環境の整 備に寄与することを目的とする。

〇 内容

本年度の地目替及び寄付の補助予定件数は次のとおり。

| 補助金の名称 | 件 数 | | 金額 |
|-----------------|-------|----|----------|
| 建築行為等に係る分筆測量補助金 | 分筆地目替 | 1件 | 50,000円 |
| 建築行為寺に依る万事側重備功金 | 分筆寄付 | 6件 | 900,000円 |
| 計 | | 7件 | 950,000円 |

「担当:建築指導課] P. 204

2101 木造住宅耐震事業に要する経費 1,790,000円(1,880,000円)

[国·県 1,195,000 円 一財 595,000 円]

* 特財積算根拠

[国補: 社会資本整備総合交付金(地域住宅交付金分) 800,000 円×1/2=400,000 円]

[国補:社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成分)

990,000 円 \times 1/2=495,000 円]

[県補:木造住宅耐震診断補助金 300,000 円]

〇 目的

木造住宅の耐震診断を実施することで、地震に対する建築物の安全性に関する知識の普

及・向上を図り、耐震改修等に対して補助をすることにより改修を促進させ、今後予想される地震災害から市民の生命、財産を守ることを目的とする。

〇 内容

本年度の木造耐震診断件数及び補強工事に対する補助予定件数は次のとおり。

| 名 称 | 件数 | | 金額 |
|----------------------------------------------|--------|----|------------|
| 木造住宅耐震診断 | 1 | 5件 | 990,000 円 |
| 十. A. C. | 耐震補強計画 | 2件 | 200,000 円 |
| 木造住宅耐震補強補助 | 耐震補強工事 | 2件 | 600,000円 |
| 計 | 1 | 9件 | 1,790,000円 |

3 都市計画費 5 街路事業費

[担当:道路建設課] P. 208

2101 都市計画道路 3・4・7 号取手東口城根線(台宿工区)に要する経費

400,000,000円 (485,339,000円)

[国·県 220,000,000円 地方債 171,000,000円 一財 9,000,000円]

* 特財積算根拠

[国補:防災·安全交付金(生活空間の安全確保分) 400,000,000 円×55%=220,000,000 円] [市債:合併特例債(400,000,000 円-220,000,000 円)×95%=171,000,000 円]

○目的

本路線は、取手駅東口までの主要なアクセス道路で多くの利用者があるにもかかわらず、 歩道等の整備が十分でないことから早期の整備が必要である。

〇 内容

| ·改良工事 L=190m | 200,000,000 円 |
|--------------|---------------|
| ·用地費 | 53,000,000 円 |
| ·電柱移設補償費 | 10,000,000円 |
| ·信号機移設補償費 | 6,000,000 円 |
| ·物件移転補償費 | 131,000,000円 |

2101 都市計画道路 3·4·7 号取手東口城根線



[担当:道路建設課]P. 208

2201 都市計画道路 3·5·23 号北敷・沼附線に要する経費 10,000,000 円 (15,000,000 円)

[国·県 5,500,000 円 地方債 4,200,000 円 一財 300,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:防災·安全交付金(生活空間の安全確保分) 10,000,000 円×55%=5,500,000 円]

[市債:合併特例債 (10,000,000 円-5,500,000 円)×95%≒4,200,000 円]

〇 目的

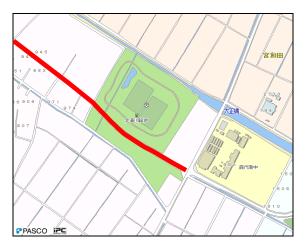
本路線は、近隣から北浦川緑地へのアクセス道路として位置づけられており、北浦川緑地の整備事業(茨城県事業)と一体的に整備を進めている路線である。

〇 内容

·道路詳細設計業務委託 L=673m

10,000,000 円

2201 都市計画道路 3·5·23 号北敷·沼附線



3 都市計画費 6 都市排水費

[担当:排水対策課] P. 209

2001 排水路の維持管理に要する経費 48,475,000円 (50,091,000円)

[その他 2,414,000 円 一財 46,061,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 2,400,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 14,000 円]

〇 目的

市内の都市排水施設の維持管理及び排水路の清掃を行い、道路冠水・家屋浸水被害を緩和する。

〇 内容

市内の雨水排水ポンプ施設点検や修繕及び排水路・調整池の清掃や維持管理を実施する。

修繕料 (新規) 双葉第二ポンプ場 ガイドフォルダー交換 1,265,000円

(新規) 新取手第一ピットポンプケーブル交換 908,600円

委託料 排水用ポンプアップ施設点検 37 箇所 66 台分 7,765,000 円

調整池清掃 3,000,000 円 排水路清掃 12,356,000 円

[担当:排水対策課] P. 210

2101 樋管の維持管理に要する経費 42,956,000円 (31,219,000円)

[国・県 1,989,000 円 地方債 13,000,000 円 その他 10,980,000 円 一財 16,987,000 円] * 特財積算根拠

[国委: 樋管管理業務受託収入 1,989,000 円]

[市債:都市排水路整備事業債 17,380,000 円×75%≒13,000,000 円]

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 10,980,000 円]

〇 目的

利根川、小貝川への都市排水放流口である樋管の維持管理及び老朽化した排水機場の補 修工事を行う。これにより、市内を水害から守る。

〇 内容

樋管及び排水機場の維持管理は業者に委託し、樋管の操作は地元の各消防団と樋管近隣 住民の方に依頼する。

修繕料 (新規)仲町樋管防護柵改修 1,526,800 円 委託料 排水機場施設点檢 4 機場 8 樋管分 4,272,000 円

排水機場沈砂池清掃(中谷津・古戸) 5,126,000円

排水施設改修工事(新規)新町排水機場2号ポンプオーバーホール 5,335,000円

(新規) 中谷津排水機場 1 号ポンプ交換 17,380,000 円

[担当:排水対策課] P. 211

27 都市排水整備に要する経費 2,286,000円(152,918,000円)

「一財 2,286,000 円]

〇 目的

家屋への浸水被害や道路冠水を解消し、雨水排水路整備をすることで居住環境の改善を 図る。

〇 内容

今年度は、藤代地区における工事後の家屋調査や敷地内雨水の流出を抑制するため雨水 浸透の施設設置費用の一部を助成するものである。

都市排水整備事業一覧

(単位:円)

| 事 業 名 | 事 業 費 | 事 業 内 容 |
|-----------------|-------------|---------------------|
| 2751 雨水排水流出抑制対策 | 205, 000 | 浸透桝·浸透地下埋設管設置助成金 |
| | | 1~3 号施設:3 件 205,000 |
| 2765 藤代横町雨水排水 | 2, 081, 000 | 委託料(事後調査) 1,881,000 |
| | | 補償費 (家屋) 200,000 |

2765 藤代横町雨水排水



3 都市計画費 7 公共下水道事業費

[担当:排水対策課] P. 212

2001 取手地方広域下水道組合負担金 1,650,000,000 円 (1,660,000,000 円)

[一財 1,650,000,000 円]

〇 目的

生活汚水の排除処理及びトイレの水洗化による住環境の改善や公共水域の水質保全を 図る。また、下水道施設の建設改良を図る。

〇 内容

負担金 1,410,000,000円

雨水処理に要する経費に対する負担金

100,730 千円

分流式下水道に要する経費等に対する補助金1,187,294 千円雨水管理総合計画(雨水管理方針策定業務)20,000 千円企業債の元金償還等に対する補助金101,976 千円

出資金 240,000,000 円

下水道施設の建設改良費に対する出資金 240,000 千円

3 都市計画費 8 公園緑地費

[担当:水とみどりの課] P.215

2701 公園維持管理に要する経費 166,378,000円(162,809,000円)

[国・県 23, 147, 000 円 地方債 20, 800, 000 円 その他 14, 540, 000 円

一財 107,891,000円]

* 特財積算根拠

[国補:社会資本整備総合交付金(公園施設長寿命化対策支援事業分)

46,294,000 円×50%=23,147,000 円]

[市債:都市公園整備事業債(46,294,000円-23,147,000円)×90%≒20,800,000円]

「使用料:公園施設使用料 7,000,000 円]

[使用料:公園施設占用料 847,000 円]

[使用料:公園敷地使用料 11,000 円]

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 6,347,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 43,000 円]

[諸収入:資源物売却代 50,000 円]

[諸収入:自動販売機売上配分金 140,000 円]

「諸収入:自動販売機電気料 102,000 円]

〇 目的

公園の樹木や芝生、スポーツ施設・トイレ・駐車場や遊具などを適切に維持管理を行うと ともに、公園施設の保全管理を実施し、利用者に潤いと安らぎのある空間を提供する。

〇 内容

- ・樹木の剪定、除草、トイレの清掃、遊具や浄化槽などの施設点検、駐車場やスポーツ施設の施錠、施設の修繕などを行う。
- ・都市公園長寿命化対策工事として、都市公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の改修 工事を実施する。今年度は、市内都市公園の遊具・設備の更新、修繕を行う。
- ・桜が丘近隣公園の老朽化した舗装の修繕を行い、公園利用者の利便性の向上を図る。 委託料
 - ・取手緑地運動公園・とがしら公園及び他公園管理委託料 (内訳)

取手緑地運動公園内除草、中低木の刈込

9,823,000円

| 高井城址公園他 31 公園 芝刈、除草、中低木の刈込 | 5,830,000円 |
|--------------------------------|----------------|
| 相野谷川親水公園他 13 公園 除草、中低木の刈込 | 6,897,000 円 |
| とがしら公園、宮ノ前ふれあい公園 清掃、芝刈、除草 | 8,069,000円 |
| •公園美化業務委託料 | |
| 市内公園 58 箇所 除草 | 5,400,000 円 |
| ·公園管理委託料 | |
| 市内公園 39 箇所 自治会への除草委託 | 5,544,000円 |
| ・公園管理及びトイレ清掃業務委託料 | |
| 向原公園他 10 箇所 鍵の開閉、トイレ清掃、巡視清掃 | 6,802,000 円 |
| ·下高井近隣公園管理委託料 | |
| ゆめみ野公園他4公園 芝刈、除草、中低木の刈込、トイレ清掃 | 4,636,000 円 |
| ·公園遊具定期点検委託料 155 公園 計 417 基 | 1,923,000円 |
| ・小貝川緑地管理委託料 | |
| 小貝川リバーサイドパーク 芝刈、除草、中低木の刈込、花壇管理 | 6,050,000 円 |
| ·藤代地区他公園管理委託料 | |
| 中内大圦線緑道他4箇所 除草、中低木の刈込 | 7,007,000 円 |
| 使用料及び賃借料 | |
| ·公園管理用機械借上料 高所作業車, 草刈機等 | 400,000 円 |
| ·公園敷地借上料 10 公園 | 4,484,000円 |
| 工事請負費 | |
| ・桜が丘近隣公園舗装打替工事 | 2,475,000円 |
| ·都市公園施設長寿命化対策工事 14 公園 | 46, 294, 000 円 |

[担当:水とみどりの課] P.216

3301 水辺利用推進に要する経費 2,943,000円(3,261,000円)

[その他 290,000円 一財 2,653,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 290,000 円]

〇 目的

利根川及び小貝川河川敷の水辺でイベント等を開催し、河川愛護·河川美化への市民意識の高揚と水辺利用の推進を図る。

- 〇 内容
- ①「とりで利根川河川まつり」「利根川レンタサイクル事業」により利根川及び小貝川河川 敷の利用促進、市民の交流、利根川上下流地域との交流を図る。
- ②利根川レンタサイクル事業では、利用者の多様なニーズに応え、利用者層の拡大や利用 促進を図るため、昨年度に引き続き二人乗りのタンデム自転車1台を購入する。また、

より軽快で快適なサイクリングを楽しんでいただくために、本年度は新たにミニベロ(小径車)タイプの自転車を3台購入し、幅広い利用者が水辺にふれあえる機会を提供する。

・とりで利根川河川まつり委託料

1,500,000 円

10月第1日曜日に取手緑地運動公園を会場に行う「第21回とりで利根川河川まつり」 実施業務を委託する。

・レンタサイクル管理業務委託料

542,000 円

4月1日から11月30日、3月20日から3月31日までの土・日・祝日の午前9時から午後4時までの貸出業務を委託する。

・レンタサイクル用自転車購入費

302,000 円

タンデム自転車1台、ミニベロタイプ自転車3台を購入する。

[担当:水とみどりの課] P. 217

3401 小堀の渡し運航に要する経費 67,911,000円(14,247,000円)

[地方債 38,700,000 円 その他 14,145,000 円 一財 15,066,000 円]

* 特財積算根拠

[市債:渡船整備事業債 51,655,000 円×75%≒38,700,000 円]

[使用料:渡船使用料 469,000 円]

「繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 13,676,000 円]

〇 目的

小堀の渡しは、小堀地区住民の生活の足だけでなく、河川敷を訪れる誰もが利用できる 取手市の貴重な観光資源である。利根川の景色を楽しみ自然を体感する機会を提供することを目的とし運航する。

〇 内容

小堀船着場、取手緑地運動公園駐車場前船着場、取手ふれあい桟橋の 3 箇所の船着場を循環する形で渡船を運航する。料金は、一航路につき 200 円 (小学生は半額) とし、小堀地区住民や障がい者、乳幼児は無料とする。

小堀の渡し運航業務委託料

13,895,000 円

小堀船着場、取手緑地運動公園駐車場前船着場、取手ふれあい桟橋の 3 箇所の船 着場を循環する形で1日7便運航する。毎週水曜日及び年末年始は運休する。

現在の渡船は、平成元年に造船、進水しすでに約30年の航行期間が経過している。船体は整備・修繕により、航行可能な状態を維持してきたが、経年による劣化が懸念されており、今後とも当市の地域資源の活用として、安全かつ安定的に小堀渡船事業を継続していくために、今年度新船を購入する。

また、新船購入にあわせ小堀の渡し事業のシンボルとなるデザインを作成し、新船の船体への表記やPR媒体への活用を図る。

(新規) 新造船購入費

51,458,000円

1,000,000 円

[担当:水とみどりの課] P.218

3501 舟運交流推進に要する経費 1,365,000円(1,296,000円)

「一財 1,365,000 円]

○目的

利根川下流域 19 市町村により、利根川舟運・地域づくり協議会を組織し、舟運を通じて水面・空間の利用促進、沿川の交流・連携を行う「利根川舟運による地域活性化事業」の実施により沿川市町村相互の地域活性化を図る。

〇 内容

利根川舟運による地域活性化事業を実施し、観光資源や地域特産品の宣伝・紹介等による地域の交流・連携を促進する。

舟運交流推進事業委託料

1,028,000 円

利根川舟運事業実施に係る舟運ツアー催行時のバスや船の運航を委託する。

[担当:水とみどりの課] P.218

3801 北浦川緑地管理に要する経費 21,159,000円 (19,626,000円)

[国・県 10,815,000 円 その他 516,000 円 一財 9,828,000 円]

* 特財積算根拠

[県委:北浦川緑地管理委託金 10,815,000 円]

「使用料:公園敷地使用料 7,000円]

[諸収入:北浦川緑地利用料 230,000 円]

[諸収入:自動販売機売上配分金 218,000 円]

[諸収入:自動販売機電気料 61,000円]

〇 目的

北浦川緑地を適正に維持管理し、利用者の利便性の向上を図る。また、新たな施設を供用開始することで多くの市民に、緑地に触れ合う機会を提供する。

〇 内容

公園内の樹木の剪定・草刈り・清掃を実施する。また、平成31年4月に供用開始となるサッカー場(人工芝)の維持管理を行う。

| 委託料 | 北浦川緑地清掃及び巡視点検業務委託 | 3,410,000円 |
|-----|----------------------|----------------|
| | 北浦川緑地植栽管理業務委託 | 16, 350, 000 円 |
| | 北浦川緑地浄化槽保守点検及び清掃業務委託 | 155, 200 円 |
| | 北浦川緑地遊具安全点検業務委託 | 127,440 円 |
| | (新規)北浦川緑地人工芝管理業務委託 | 440,000 円 |

4 住宅費 1 住宅管理費

[担当:管理課] P. 220

2001 市営住宅管理に要する経費 60,088,000円(23,551,000円)

[国・県 16,245,000 円 地方債 21,800,000 円 その他 19,842,000 円

一財 2,201,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:社会資本整備総合交付金(地域住宅交付金分) 36,100,000 円×45%≒16,245,000 円] [市債:市営住宅整備事業債(38,050,000 円-16,245,000 円)×100%≒21,800,000 円]

[使用料:住宅使用料 19,842,000 円]

〇 目的

住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより、市 民生活の安定と、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

○ 住宅概要

(H31.1.31 現在)

| 管理戸数 | 利用戸数 | 空家戸数 | 政策空家戸数 |
|-------|-------|------|--------|
| 281 戸 | 193 戸 | 70 戸 | 18 戸 |

※政策空家とは、市営住宅の老朽化が著しいことから、政策的に入居募集を停止した結果、空家の状態となっている住宅のこと。なお、募集不可能な住宅も政策空家に含む。

| 住宅名 | 構造·階数 | 建設年次 | 住戸面積 | 管理戸数 | 家 賃(円/月) |
|----------|----------|------------|---------------------|-------|-------------------|
| 宮和田住宅 | 木造·1 階 | 昭和 26 年 | 23. 1 m² | 2 戸 | 600円~ 900円 |
| 舟山住宅 | 木造·1 階 | 昭和 38 年 | 32. 2 m² | 8戸 | 4,300円~6,400円 |
| 南住宅 | 木造·1 階 | 昭和 40 年 | 31.6 m² | 4戸 | 4,100円~6,100円 |
| 第二南住宅 | PC 造・1 階 | 昭和 41 年 | 31. 4 m² (36. 5 m²) | 16 戸 | 4,300円~7,600円 |
| 野々井住宅 | PC 造·1 階 | 昭和 42 年 | 31. 4 m² (36. 5 m²) | 20 戸 | 4,900 円~ 8,700 円 |
| 第二野々井住宅 | PC 造·1 階 | 昭和 43 年 | 31. 4 m² | 15 戸 | 5,200 円~ 7,900 円 |
| 西方住宅 | PC 造·1 階 | 昭和 43 年 | 36. 5 m² | 25 戸 | 5,700 円~ 8,700 円 |
| 大利根住宅 | PC 造·2 階 | 昭和 44~46 年 | 39. 5 m² (42. 7 m²) | 121 戸 | 9,900円~12,200円 |
| 駒場住宅 | PC 造·2 階 | 昭和 47 年 | 42.7 m² | 14 戸 | 13,300円~14,600円 |
| 駒場住宅 A 棟 | PC 造·4 階 | 昭和 48 年 | 46. 6 m² | 32 戸 | 14,500 円~21,600 円 |
| 駒場住宅 B 棟 | PC 造·4 階 | 昭和 49 年 | 46. 6 m² | 24 戸 | 14,600 円~21,700 円 |

◇修繕料 6,700,000円

・住宅修繕(玄関ドア修繕、壁クロス張替え、床板張替え、水廻り修繕等)

◇火災保険料 248,000 円

(加入物件:11 団地 281 戸、1 集会所)

◇委託料 8,605,000 円

・住宅空地等草刈業務委託961,000 円(大利根住宅法面: A=820m²、西方住宅法面: A=410m²、その他: A=14,120m²)130,000 円・汚水雨水管清掃委託(第二南住宅敷地内側溝: L=29.4m)130,000 円・第二南住宅(16 戸) 外壁防水工事実施設計業務委託1,800,000 円・西方住宅(25 戸) 外壁防水工事実施設計業務委託2,700,000 円

114,000 円

·高架水槽清掃委託(駒場住宅 A·B 棟:高架水槽 2 基·受水槽 1 基)

・野々井住宅(20戸)・第二野々井住宅(15戸)

外壁防水工事実施設計業務委託 2,700,000 円

・駒場住宅(14 戸)外壁・屋根防水工事再積算業務委託 200,000 円

◇使用料及び賃借料 11,394,000円

・住宅敷地借上料(市営住宅 9 団地ほか: A=40, 869. 10m²) 11, 300, 000 円

◇工事請負費 32,450,000 円

·駒場住宅(14戸)外壁・屋根改修工事 32,450,000円

◇負担金、補助及び交付金 416,000円

·下水道受益者負担金(西方住宅 :500 円×3, 957. 26 ㎡÷5 年) 396, 000 円

[担当:都市計画課] P. 221

2301 定住化促進住宅政策に要する経費 40,036,000円(49,269,000円)

[国·県 18,000,000 円 一財 22,036,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:社会資本整備総合交付金(地域住宅交付金分) 40,000,000 円×45%=18,000,000 円] ○ 目的

急速に進展する少子高齢化に対し、まちの活力を創出し、持続可能なまちづくりを進めるため、子育て世代等の市内定住化を促進し、あわせて魅力ある住環境の整備を図る。

〇 内容

平成30年度に引き続き、良質な新築住宅の取得や中古住宅のリノベーションに対する補助、シニア世代の持家を活かした子育て世代への家賃補助等を行う。

定住化促進住宅補助金 40,000,000 円

住宅取得補助金 @400,000 円×75 戸=30,000,000 円

住宅リノベーション補助金 @300,000 円×30 戸= 9,000,000 円

シニア層の持家活用よる住み替え支援補助金 1,000,000円